

# 特集

## 障害児の母親の就労状況と課題(下)

### 子どもの障害に配慮した両立支援を働き方・職場環境、社会資源の整備必要

前回(2021年10月26日付)は、障害児の母親の就業率は低く、厳しい経済状況に置かれた家族が少なくないことを指摘した。未就労者の大半に就労希望があったが、教育や福祉に母親の就労を制約、困難にする要因があった。仕事と子育ての両立は男女双方の課題だが、子育ては女性、母親に偏りがちであり、子どもに障害がある場合はなおのこと、母親によるケアは当然視されがちだ。

本稿では女性活躍、男女共同参画社会を推進する中で、障害児の母親たちが働くこと、または働けないことをどのように考え、感じているのかを紹介した上で、今後の支援の在り方を考えていきたい。

#### 社会人としての母親

以下は、筆者が2019年に行ったインタビュー調査と、前回同様、21年6〜7月に実施した「特別支援学校在籍児童・生徒の母親の生活・就労実態調査」(東京都立特別支援学校在籍児童・生徒の母親計892人対象、有効回答数255件)の結果に基づいている。

就労している母親に就労のメリットだと感じていることを、就労希望のある未就労の母親に就労できないことと感じるデメリットを尋ねた(図1、

2)。選択肢は、先行研究の知見と筆者によるインタビュー調査、ヒアリングを基に作成した。

就労のメリットで群を抜いて多かったのが「収入がある」で、「気分転換・ストレス発散になる」「社会参加・社会貢献できる」「やりがいを感じる」と続いた。就労できないことのデメリットは「収入の喪失」が最多で、「社会からの孤立感」「やりがいの喪失」「育児ストレスの強化」が続いた。メリット、デメリットともに収入、社会との関係、やりがいに関する項目が上位にあり、これらはいずれも母親としてではなく、社会人として受ける

ていることを認識すべきである。

「社会との関係」では、就労できないことのデメリットとして4割以上の母親が「社会からの孤立感」を選択していた。未就労で就労希望を持つAさんは、「自分のアイデンティティが障害児の親っていうことしかなくなっちゃう」「こういう子どもを持つ親こそ、本当は就労した方がいい」「社会に出て、存在意義っていうのが必要」と語った。

政府は孤独・孤立対策担当大臣を設け、孤独・孤立対策を政策課題と位置付けている。働きづら環境に置かれた、就労希望のある障害児の母親の孤立感解消に必要なのは両立支援であり、社会参加の機会である。

「やりがい」は、収入とは別に、就労によって精神的に得られるものだろう。現在、女性はさまざまな職種で働いており、本調査の母親の96・9%には就労経験があった。インタビュー調査や本

図1 就労者にとっての就労のメリット

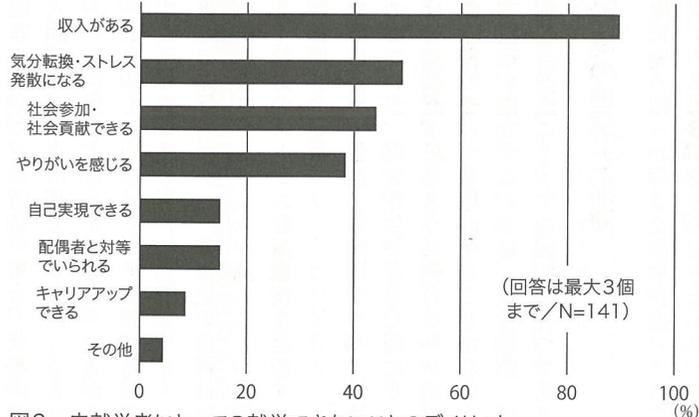
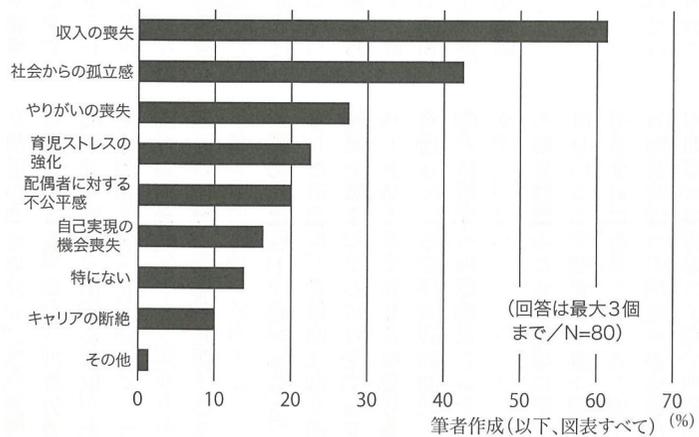


図2 未就労者にとっての就労できないことのデメリット



調査の記述欄では、働けない、または思うように働けないことへの思いが述べられていた。

前述のAさんは、語学力を生かして大手商社で貿易実務に携わっていたが、出産後は未就労で、「結婚するまでに頑張ってきたことが、結婚後、全然生かされていない」「悔しい」と語った。医師のBさんは、

「仕事が好きだし、楽しい」が、「学校送迎の都合でフルタイムが難しく、パートのような勤務形態にしてもらっている」「子どもの障害のせいで働けないのはつらい」という。

男女雇用機会均等法は1986年に施行された。86年以降に成人(当時20歳)した世代は現在、56歳以下であり、学齢期の母親世代と重なる。20〜30代が中心の未就学児の母親は、自身が生まれる前もしくは幼年期には均等法が施行され、その大半は2008年のリーマン・ショック以降の経済状況の中で社会人となっている。いずれも、女性が働くことを当たり前と考える世代だといえるだろう。

未就労のCさんは、「働いていないというプレッシャー」を感じており、パートタイムで働き始めたDさんは、「働けない間、悶々とし」、働いている定型発達児の母親を見ると「負い目を感じていた」という。就労希望があっても就労困難な場合、メンタルヘルスへの影響の可能性を指摘する先行研究もある。

「ストレス」について、2割以上の未就労者が「育児ストレスの強化」を挙げており、5割近くの就労者(フルタイム47・6%、パートタイム49・4%)が「気分転換・ストレス発散になる」

**ひきこもり国語辞典**  
部屋から出ないあの子の気持ちここに  
松田武己監修 ● 四六判変型264頁 ● 定価1760円  
時事通信社

昭和女子大学現代ビジネス研究所  
研究員  
美浦幸子